

TPP11(CPTPP)原産地規則について



2018年11月・12月
財務省関税局・税関

- I. TPP11原産地規則の概要
- II. 原産地基準について
- III. 原産地手続について
- IV. 通関手続上の留意点等

TPP11原産地規則の概要

- TPP11における関税の特恵待遇(TPP11税率)は、「TPP11原産品」に対してのみ適用される。
- TPP11原産地規則章では、「TPP11原産品」の定義(原産地基準)やTPP11税率の申告手続(原産地手続)等を定めており、(1)第A節(原産地基準)、(2)第B節(原産地手続)、及び(3)品目別規則(PSR: Product Specific Rule)から構成されている。

第A節(原産地基準)

〈TPP11原産品〉

①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、又は③PSRを満たす産品(産品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等)のいずれかを満たす産品はTPP11原産品となる。

〈累積〉

原産材料の累積(モノの累積)のほか、生産行為の累積も認められている(域内他国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなす)。

第B節(原産地手続)

〈特恵要求手続(証明制度)〉

事業者(輸入者、輸出者又は生産者)自らが原産品申告書を作成することができる自己申告制度が採用されている。

〈確認手続(検証)〉

輸入国税関は、輸入された産品が原産品であるかどうかを確認するため①輸入者への情報提供の要請、②輸出者、生産者への情報提供の要請、又は③それらの施設への訪問、を行うことができる(輸入国税関による直接的な検証)。また、輸入国から要請があった場合には、輸出国政府による検証の支援(協力)も可能。

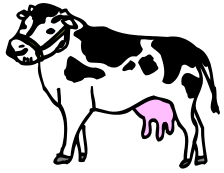
品目別規則(PSR)(附属書三-D)

それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。

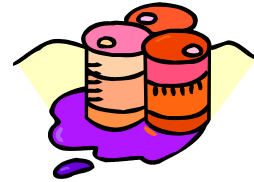
※繊維及び繊維製品については、別途、繊維章において原産地基準等が設けられている。

- I. TPP11原産地規則の概要
- II. 原産地基準について**
- III. 原産地手続について
- IV. 通関手続上の留意点等

完全生産品



(例) 生きていた動物であって、TPP11締約国の域内において、生まれ、かつ成育されたもの
(家畜等)



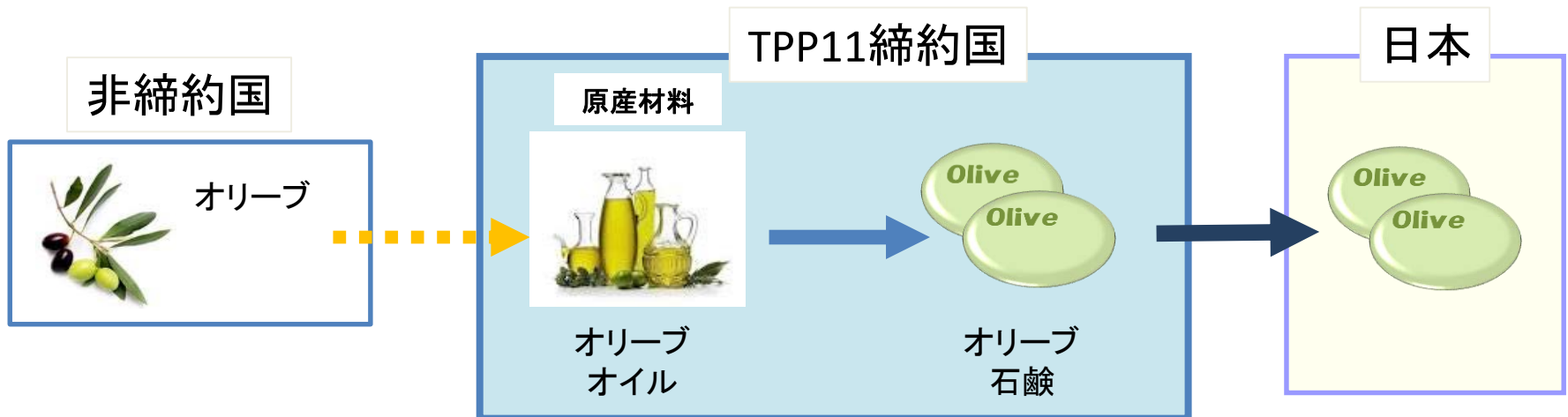
(例) TPP11締約国の域内から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質
(原油等)

原産材料のみからなる産品

○ TPP11締約国の原産材料のみから生産される産品のこと。

○ 生産に使用される材料はすべて原産材料。個々の材料は、遡れば第三国の材料(非原産材料)である場合もある。

(例) TPP11締約国で製造するオリーブ石鹸

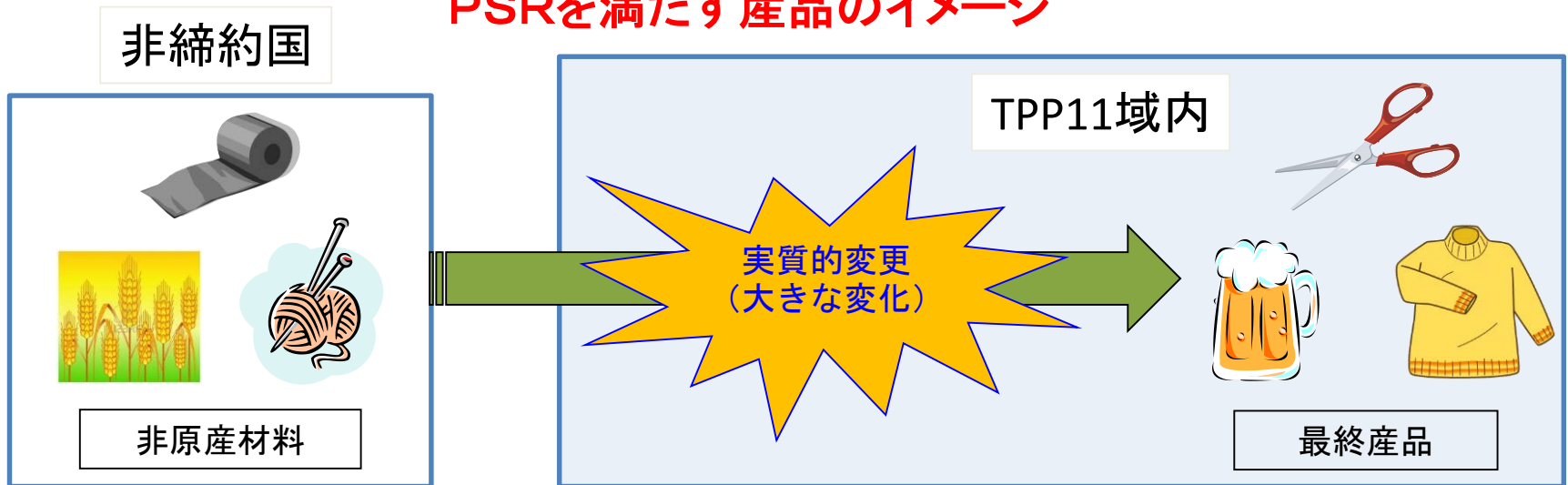


PSR(品目別規則)を満たす産品

○非原産材料を使用しているも、締約国における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品をTPP11原産品と認めるもの。

○PSRでは、それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。

PSRを満たす産品のイメージ



【PSRの3類型】

- ①関税分類変更基準: 非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類番号変更があること。
- ②付加価値基準: 産品に一定以上の付加価値を付与すること。
- ③加工工程基準: 産品に特定の加工(例: 化学品の化学反応)がなされること。

関税分類変更基準の例

○ 第三国(非締約国)のオリーブ(第07.09項)からTPP11締約国においてオリーブオイルを製造。

○ この場合、非原産材料(オリーブ)と最終製品のオリーブオイルの関税分類番号に特定の変化があることから、オリーブオイルはPSRを満たし、TPP11原産品と認められる。

(注) オリーブオイル(第15.09項)の品目別規則
類の変更(HS2桁レベルでの変更)



※関税分類番号は世界税関機構(WCO)のHS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)に基づく。商品毎に類(2桁で97)・項(4桁で1223)・号(6桁で5204)のHS番号が設定されている。

付加価値基準の例

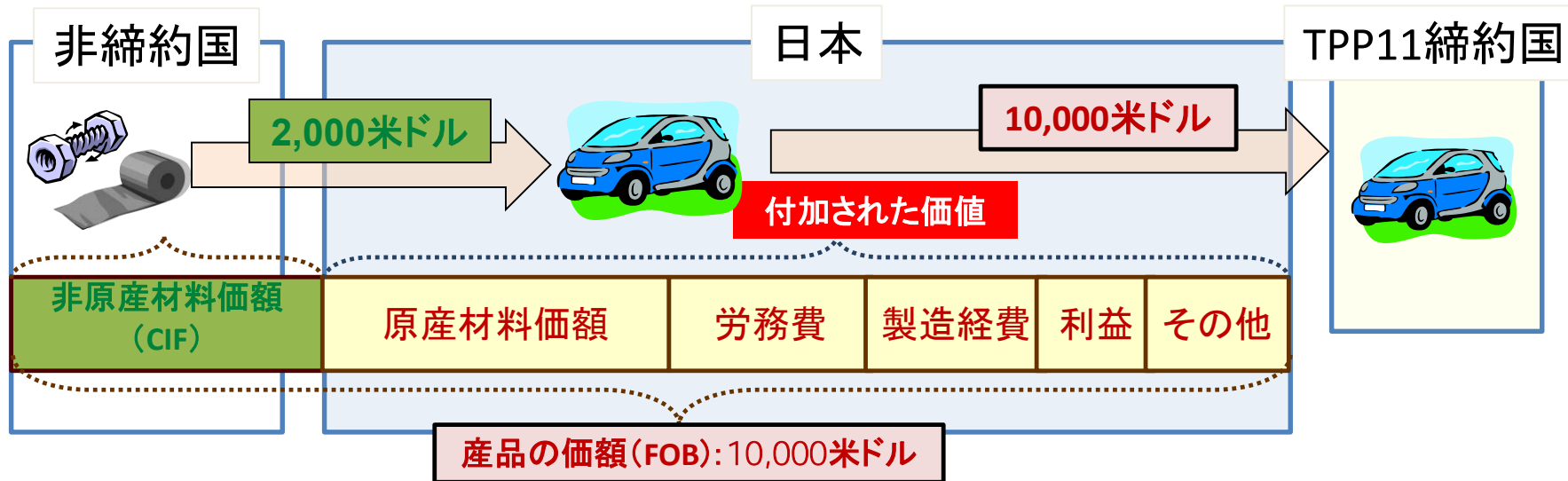
- 材料である車体の鉄鋼製品等を第三国(非締約国)より輸入し、日本で乗用自動車を製造。
- この場合、日本での製造において、付加された価値(8,000米ドル)が、製品全体の価額(10,000米ドル)に対して55%以上であることから、乗用自動車はPSRを満たし、TPP11原産品と認められる。

(注1) 乗用自動車(第87.03項)の品目別規則

付加された価値(域内原産割合)が製品全体の価額に対して控除方式で55%以上等

(注2) 控除方式による計算方法

[(製品の価額－使用された非原産材料価額の合計)／製品の価額]の計算式で域内原産割合を算出



$$\text{域内原産割合} = \frac{10,000\text{米ドル} - 2,000\text{米ドル}}{10,000\text{米ドル}} = 80\% \geq 55\%$$

付加価値基準の計算方式

- ▶ 利用可能な計算方式は、それぞれのPSRに記載されている。
- ▶ TPP11の付加価値基準の計算方式は、我が国の従来のEPAで採用済みの控除方式、積上げ方式に加えて、重点価額方式、純費用方式が新たに規定。

○ 控除方式(非原産材料の価額に基づくもの)

我が国の過去の協定でも採用

$$\text{RVC(\%)} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額(FOB)}}$$

○ 積上げ方式(原産材料の価額に基づくもの)

我が国の過去の一部協定でも採用。控除方式との違いは原産材料の価格を特定し積み上げてRVCを算出する点。

$$\text{RVC(\%)} = \frac{\text{原産材料の価額}}{\text{製品の価額(FOB)}}$$

○ 重点価額方式(特定の非原産材料の価額に基づくもの)

一部の鉱工業品に適用(新たにTPP11で採用)。控除方式との違いは非原産材料の価格を特定の主要な材料(PSRにより関税分類変更が求められている材料)のみに限る点。

$$\text{RVC(\%)} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料の価額(特定の材料のみ)}}{\text{製品の価額(FOB)}}$$

○ 純費用方式

自動車関連の品目のみに適用(新たにTPP11で採用)。控除方式との違いは製品の価格(FOB)ではなく、製品の生産に係る純費用を用いる点。

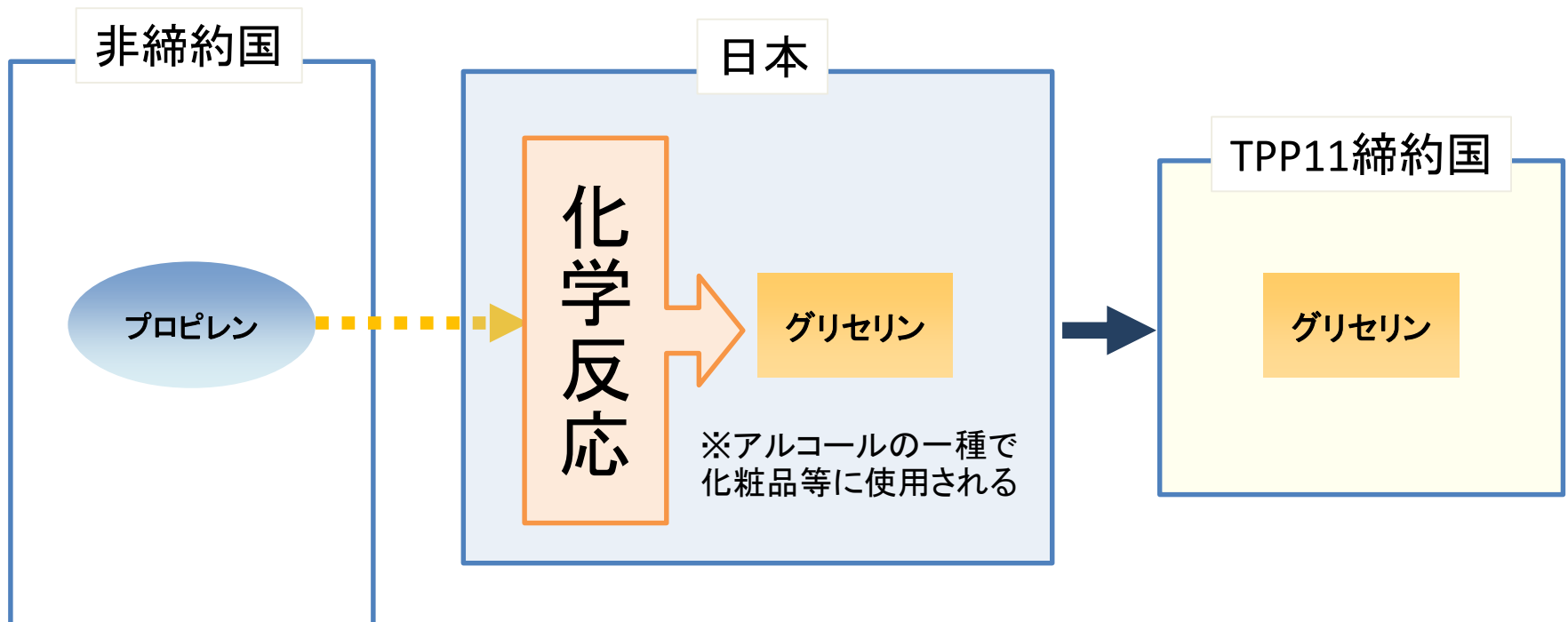
$$\text{RVC(\%)} = \frac{\text{純費用} - \text{非原産材料の価額}}{\text{純費用}}$$

加工工程基準の例

○材料であるプロピレンを第三国(非締約国)より輸入し、日本においてグリセリンを製造。

○この場合、日本での製造において、使用された非原産材料に対して化学反応が施されていることから、グリセリンは加工工程基準(この例の場合、特定の化学反応を経ていること)を満たし、TPP11原産品と認められる。

(注)グリセリン(2905.45号)のTPP11品目別規則(※号変更基準との選択制となっている。) 産品が化学反応の工程(新たな構造の分子を生ずること)を経ていること



自動車関連の品目別規則

- 自動車(完成車)及び自動車部品については、付加価値基準の計算において、材料について原産地規則を緩和する特別ルールを規定。(附属書三-D・付録1)

1. 自動車(完成車)

- TPP11における原産地規則は、付加価値基準(控除方式で55%又は純費用方式で45%)。ただし、特定の自動車部品7品目(注1)については、指定された工程(注2)のうち、1つ以上の工程をTPP11域内で行えば、原産材料と認められる。

2. 自動車部品

- TPP11における自動車部品の原産地規則は、関税分類変更基準と付加価値基準(品目に応じ、控除方式で45~55%、積上げ方式で35~45%又は純費用方式で35~45%)の選択制(※一部例外を除く)。ただし、上記付加価値基準の計算上、当該自動車部品の材料は、指定された工程(注2)のうち、1つ以上の工程をTPP11域内で行えば、5~10%を限度として、原産材料と認められる。

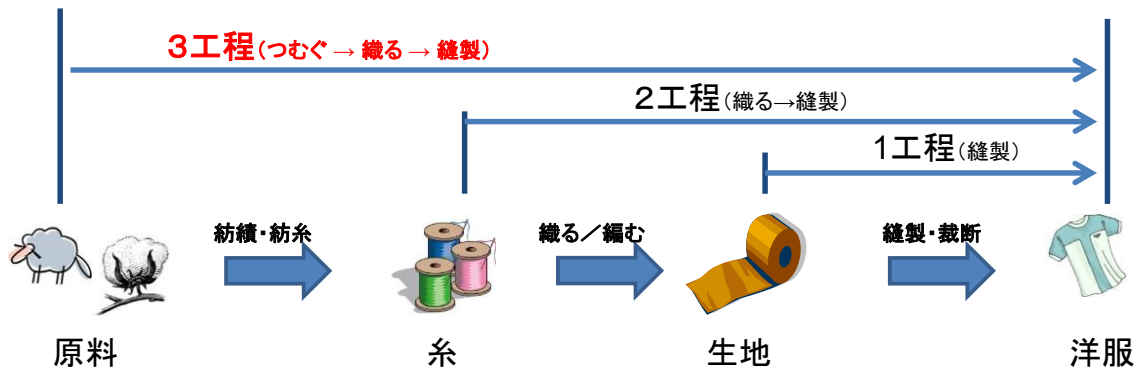
(注1)強化ガラス、合わせガラス、車体(普通車用のもの)、車体(貨物車等用のもの)、バンパー、車体用プレス部品及び扉組立、駆動軸及び非駆動軸

(注2)複雑な組み立て、複雑な溶接、ダイカストその他これに類する鋳込み成形、押出成形、鍛造、熱処理(ガラスの強化又は金属の焼戻しを含む)、積層、切削、金属成形、鋳造、スタンピング(プレス成形を含む)

(※)自動車用エンジン及び原動機付シャシについては、関税分類変更基準が適用されず、付加価値基準のみとされている。

繊維製品の品目別規則

- 繊維製品の原産地規則は、①紡ぐ、②織る、③縫製、という3つの工程を原則TPP11締約国内において行われなければならない「ヤーンフォワード・ルール」。



- ✓ ヤーンフォワード・ルール(3工程)を前提としつつ、「供給不足の物品の一覧表」(ショートサプライ・リスト(SSL))に掲載された域内での供給が十分でない材料(繊維、糸、生地)については、例外的に域外から調達しても、その最終用途の要件を満たせば原産品と認められる。
- ✓ 61類～63類の繊維製品が原産品であるか否かは、当該製品の関税分類を決定する構成部分(原則として、表側の生地に占める面積が最も大きい部分)について、適用される規則に定める関税分類番号の変更を満たす必要がある。
- ✓ デミニミス(僅少の非原産材料)については、適用される関税分類番号の変更を満たさない非原産材料が関税分類を決定する構成部分の全重量の10%以下の場合、原産品とみなす。ただし、弾性糸が含まれるものは、当該弾性糸はTPP11域内産の糸である必要がある。

<その他の要件>

【弾性生地ルール】

61類～62類の繊維製品に弾性糸を使った生地(HS60.02、5806.20)を使用する場合、当該生地は域内産の糸を使用する。

【縫糸ルール】

61類～63類の繊維製品に縫糸(HS52.04、54.01、55.08の縫糸又はHS54.02の糸を縫糸として使用)を使用する場合、当該縫糸は域内産の糸を使用する。

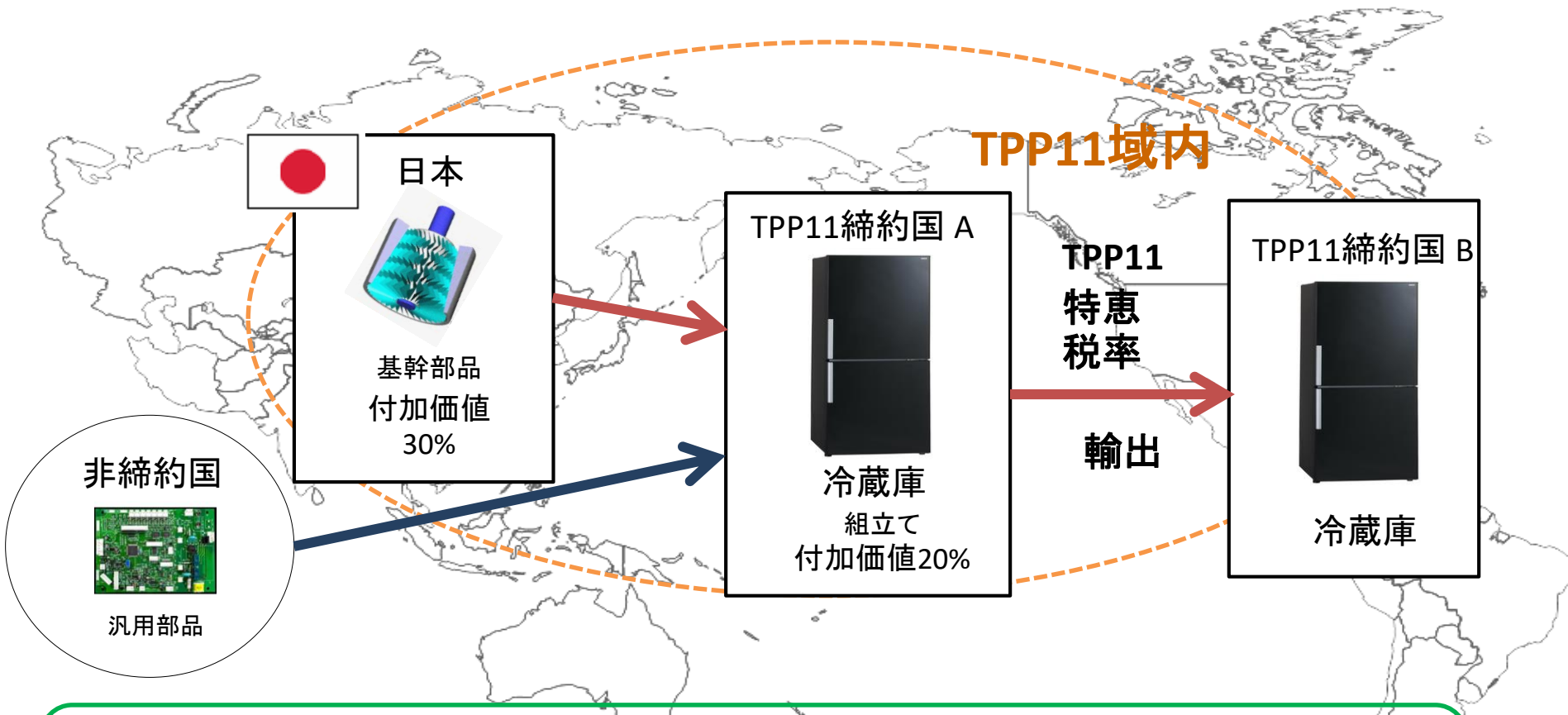
【絹100%の着物・帯に関するルール】

絹織物はSSLで域外調達が認められているため、域内で裁断・縫製すれば、最終製品はTPP11原産品となるが、日本の伝統的な衣類・その付属品である絹100%の着物又は帯に使用する絹織物は、域内で製織、裁断・縫製 する必要がある(⇒着物・帯は2工程)。

累積

○相手国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなし、製品の原産性の判断に算入する。

(例)原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)

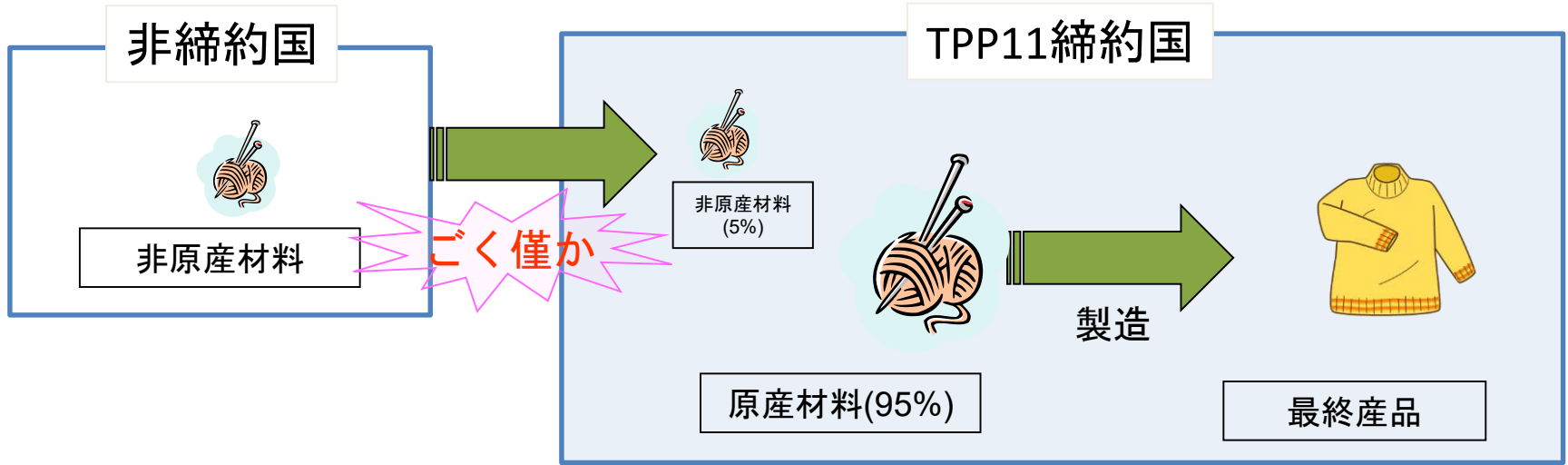


累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば、日本の付加価値30%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値50%となり、付加価値45%を超えるため原産品として認められる。

デミニミス(僅少の非原産材料)

○非原産材料を使用している、その使用がわずかな場合には、その産品を締約国の原産品と認めるもの。

デミニミスのイメージ



【デミニミスの基準】

○ 関税分類変更基準が適用される産品にのみ適用され、原則として産品の価額の10%以下

○ ただし、繊維製品の場合、原則として当該産品の重量の10%以下

➤ TPP11原産地規則章附属書Cにおいて、僅少の非原産材料の規定を適用しない材料等を規定。

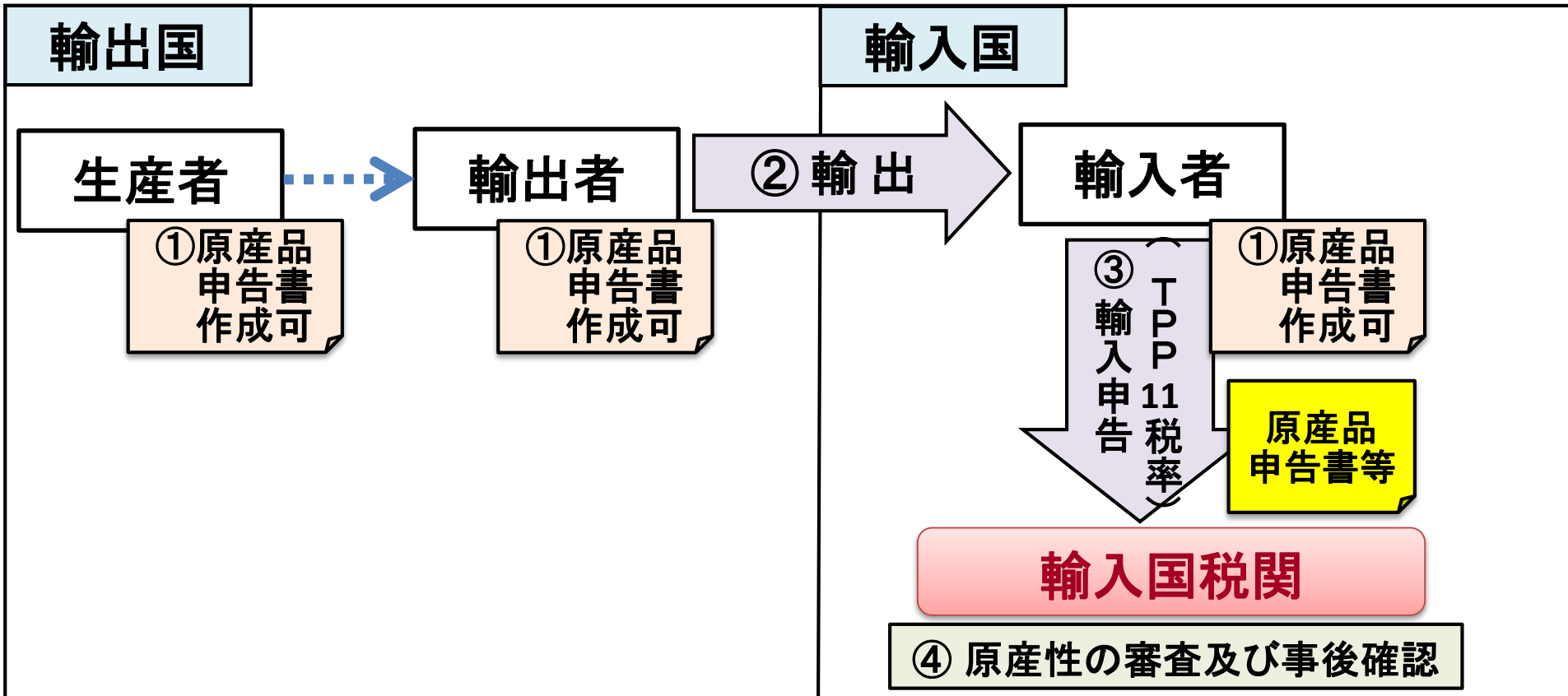
以下のものには、僅少の非原産材料の規定は適用されない。

- (a) 第4類の非原産材料又は第1901. 90号若しくは第2106. 90号の原産品でない酪農調製品(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)であって、第4類の産品(第0402. 10号、第0402. 21号、第0402. 29号及び第0406. 30号(注)の産品を除く。)の生産において使用されるもの
- (b) 第4類の非原産材料又は第1901. 90号の原産品でない酪農調製品(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)であって、次のいずれかに掲げる産品の生産において使用されるもの
 - (1) 第1901. 10号の育児食用の調製品(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)
 - (2) 第1901. 20号の混合物及び練り生地(乳脂肪の含有量が全重量の25%を超えるものに限る。小売用にしたものを除く。)
 - (3) 第1901. 90号又は第2106. 90号の酪農調製品(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)
 - (4) 第21. 05項の産品、第2202. 90号の飲料(ミルクを含有するものに限る。)
 - (5) 第2309. 90号の飼料(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)
- (c) 第08. 05項又は第2009. 11号から第2009. 39号までの各号の非原産材料であって、第2009. 11号から第2009. 39号までの各号の産品の生産において使用されるもの又は第2106. 90号若しくは第2202. 90号の単一の果実若しくは野菜を使用したジュース(ミネラル又はビタミンを加えたものに限る。濃縮したものかどうかを問わない。)に使用されるもの
- (d) 第15類の非原産材料であって、第15. 07項、第15. 08項、第15. 12項又は第15. 14項の産品の生産において使用されるもの
- (e) 第8類又は第20類の原産品でない桃、梨又はあんずであって、第20. 08項の産品の生産において使用されるもの

- I. TPP11原産地規則の概要
- II. 原産地基準について
- III. 原産地手続について**
- IV. 通関手続上の留意点等

特惠要求手続(自己申告制度)

- 日豪EPAと同様、TPP11においても自己申告制度が採用されている。
- 輸出者、生産者又は輸入者が原産品申告書の作成ができる。
- 輸入者は、TPP11税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書を税関に提出。
(※)我が国での輸入に際しては、原産品であることを明らかにする書類(明細書等)の提出も必要。



※ なお、輸出国によっては例外的に、最長で10年間、自国の権限のある当局等が上記書面を作成することが可能。
ただし、当該書面に基づいて輸入申告を行う際にも、原産品であることを明らかにする書類の提出が必要。 16

原産品申告書の記載要領(日本への輸入)

- 輸入者が作成する場合には日本語での作成が可能。
- 通関業者が作成することも可能。
- 課税価格の総額が20万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略することが可能。

原産品申告書 <small>(輸入品等)のトーンシップに関する包括的及び先導的な協定</small>			
1. 輸出者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、電話番号及び電子メールアドレス			
2. 生産者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、電話番号及び電子メールアドレス			
3. 輸入者の氏名又は名称、住所(日本国内に限る)、電話番号及び電子メールアドレス			
品名	4. 品名の概要 <small>(ある、仕入書の番号(一回限りの輸入申告書に使用する場合は、別明している場合))</small>	5. 関税分類 <small>(品名、HS 2012)</small>	6. 適用する原産性の基準 <small>(DIE、DTE、DTE) 適用するその他の原産性の基準(DIE、DTE)</small>
(様式案)			
7. 包括的な期間(同一の品名が2回以上輸送される場合の期間)			
8. その他の特記事項			
<p>7. 私は、この申告に記載する品名が原産品であり、及びこの申告に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、このような断言を立証することに責任を負い、並びにこの断言書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び関税に応じて提示し、又は当局のための期間中に利用可能なものとするに同意する。</p> <p>作成年月日 _____</p> <p>作成者の氏名又は名称 _____ 印又は署名 _____</p> <p>作成者の住所又は居所(国名を含む)、電話番号及び電子メールアドレス _____</p> <p>代理人の氏名又は名称 _____ 印又は署名 _____</p> <p>代理人の住所又は居所 _____</p> <p>本原産品申告書の作成者 <input type="checkbox"/> 輸入者、<input type="checkbox"/> 輸出者、<input type="checkbox"/> 生産者</p> <p><small>HS10: 完全生産品、DIE: 原産材料のみから生産される品名、DTE: 実質的変更基準を満たす品名、DIE: 品名の原産材料、DTE: 5%</small></p>			

(1) 記載事項

- 輸出者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、電話番号及び電子メールアドレス
- 生産者の氏名又は名称、住所(国名を含む)、電話番号及び電子メールアドレス
- 輸入者の氏名又は名称、住所(日本国内に限る。)、電話番号及び電子メールアドレス
- 製品の概要(品名、仕入書の番号)
- 関税分類番号(6桁、2012年版)
- 適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準
- 包括的な期間
- 原産品申告書の作成者の情報と共に、印又は署名

(2) 様式、使用言語

- 税関様式のほか、任意様式の使用も可
- 日本語又は英語で作成

明細書等の記載・提出要領(日本への輸入)

- 明細書は輸入者のほか、通関業者が作成することも可能。
- 明細書中の「適用した原産性の基準を満たすことの説明」に関しては、当該説明を確認できる書類(契約書、価格表、総部品表、製造工程表等)の添付が必要。
- 以下の場合には、明細書等の提出を原則として省略することが可能。
 - ①文書による事前教示を取得している場合
 - ②一次産品(鉱物等)であって、インボイス等の通関関係書類により、TPP11の完全生産品であることが確認できる場合
 - ③課税価格の総額が20万円以下の場合

原産品申告明細書 (□オーストラリア協定、□CPTPP、□EPA協定)	
1. 仕入書の番号及び日付	
2. 原産品申告書における商品の番号	3. 商品の関税分類番号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO (又は A) <input type="checkbox"/> PE (又は B) <input type="checkbox"/> FSE (又は C) <input type="checkbox"/> CTO (又は 1) <input type="checkbox"/> VA (又は 2) <input type="checkbox"/> SP (又は 3) <input type="checkbox"/> DMI (又は E) <input type="checkbox"/> ACU (又は D)	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明	
(様式案)	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は事務所 (代理人の氏名又は名称及び住所又は事務所)	印又は署名
作成 年 月 日	(欄外 64)

(1) 記載事項

- 仕入書の番号及び日付
- 原産品申告書における商品の番号
- 商品の関税分類番号(HS2012年版)
- 適用する原産性の基準
- 適用した原産性の基準を満たすことの説明
- 当該説明に係る証拠書類の保有者等
- 明細書の作成者の情報と共に、当該者の印又は署名

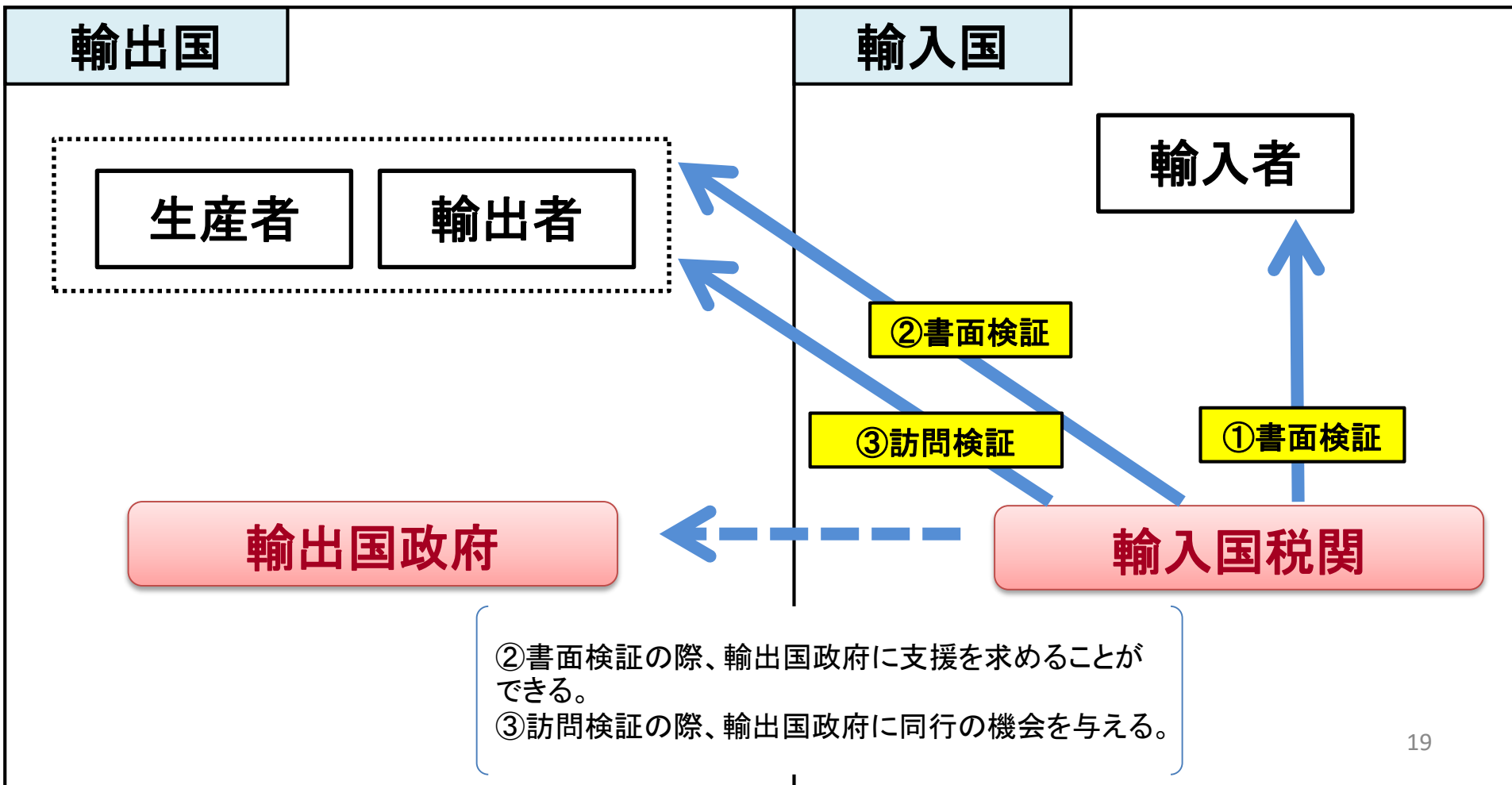
(2) 様式、使用言語

- 税関様式を使用
- 日本語により作成

確認手続(検証)

輸入された産品の原産性に疑義がある場合、税関は、産品についての情報を求めることができる。

- ① 輸入者に対する書面による検証(書面検証:産品について、質問票等により情報を求めること)
 - ② 輸出者・生産者に対する書面検証
 - ③ 輸出者・生産者に対する訪問検証(事務所や工場等を訪問し、産品の原産性を確認すること)
- (※)輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等はTPP11税率の適用を否認。



②書面検証の際、輸出国政府に支援を求めることができる。
③訪問検証の際、輸出国政府に同行の機会を与える。

書類の保存

輸入者	<p>輸入の許可の日の翌日から5年間、以下の書類を保存。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 当該輸入に関する文書。(特惠待遇の要求の根拠となった原産品申告書を含む)◆ 特惠待遇の要求が当該輸入者が作成した原産品申告書に基づく場合には、当該産品が原産品であり、かつ、関税上の特惠待遇を受ける資格を有することを示すために必要なすべての記録。
輸出者・生産者	<p>輸出者・生産者の自己申告の場合は、作成の日から5年間、以下の書類を保管。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 当該輸出者又は生産者が提供した原産品申告書に記載した産品が原産品であることを示すために必要な全ての記録。

運送の要件(積送基準)

○積送基準:TPP11締約国(最終生産国である輸出国)の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準。以下の場合には、引き続きTPP11原産品と認められる。

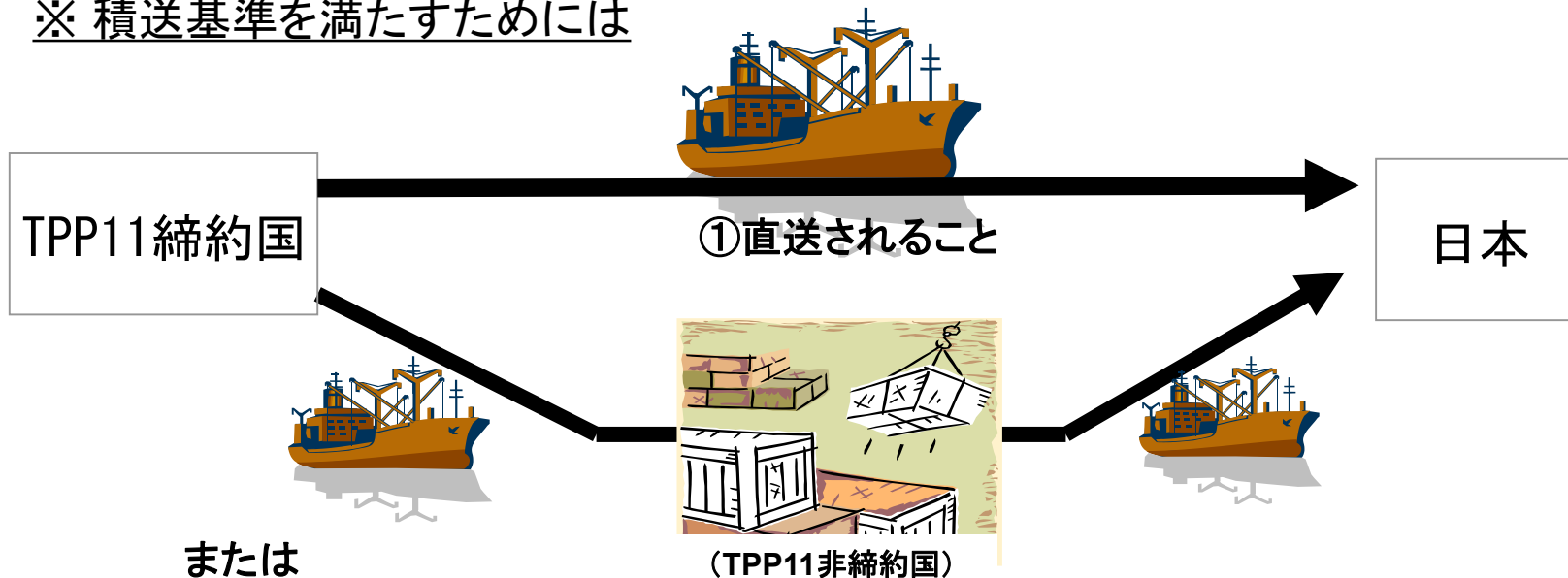
①TPP11非締約国を経由することなく、輸出国から輸入国に直送される場合、

または、

②TPP11非締約国を経由する場合であっても、税関の管理下におかれ、新たな作業(積卸し、蔵置、産品を良好な状態に保存するための作業等を除く)が行われていない場合

○非締約国を経由する場合には、積送要件を満たしていることを税関に示す必要がある(「通し船荷証券」等の提示)。

※ 積送基準を満たすためには



②第三国(TPP11非締約国)を経由する場合は、税関の管理下におかれ、新たな作業(積卸し、蔵置等を除く)が行われていないこと

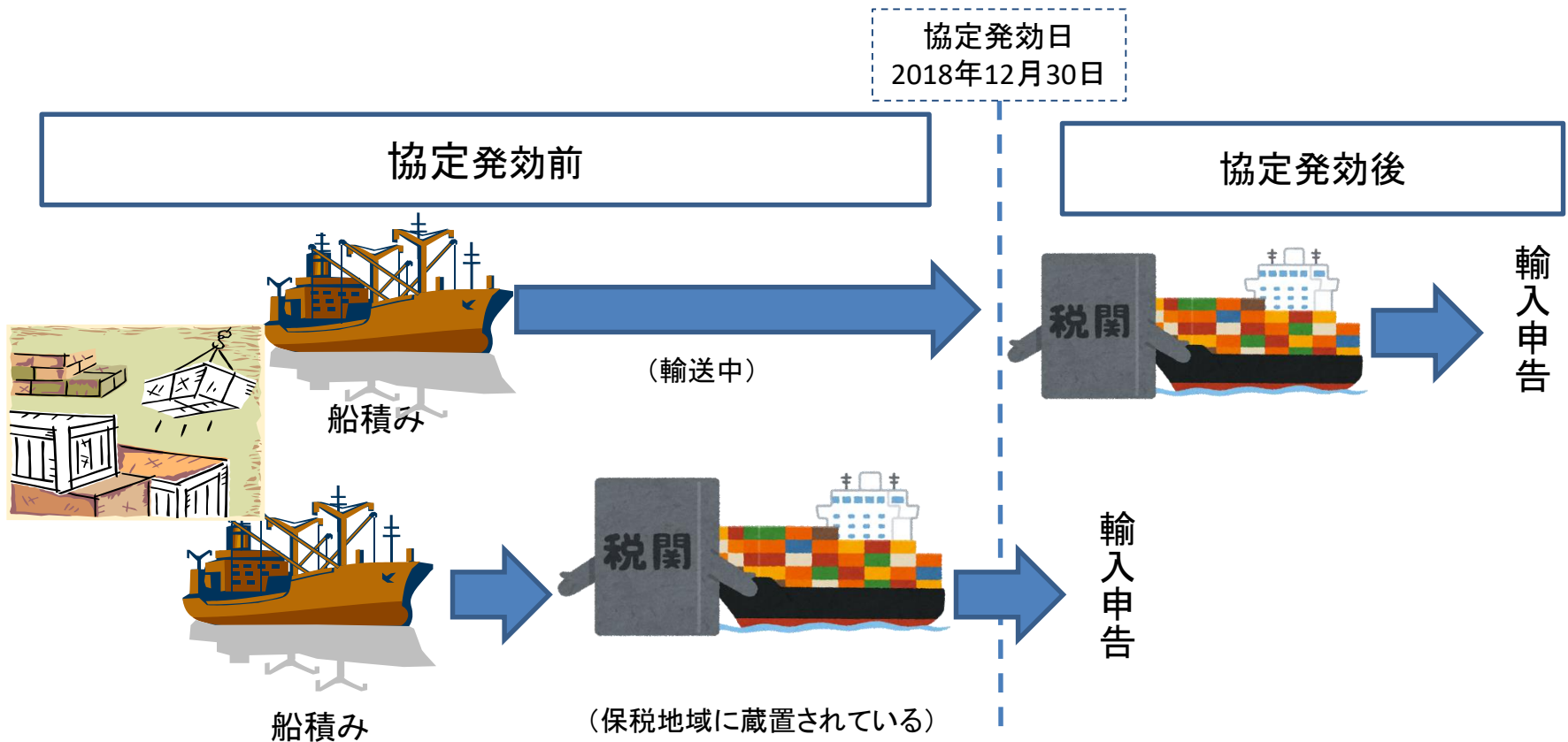
- I. TPP11原産地規則の概要
- II. 原産地基準について
- III. 原産地手続について
- IV. 通関手続上の留意点等**

協定発効前に船積みされた貨物の取扱い

協定発効日前に船積みされた貨物であっても、以下の場合には、TPP11税率の適用が可能。

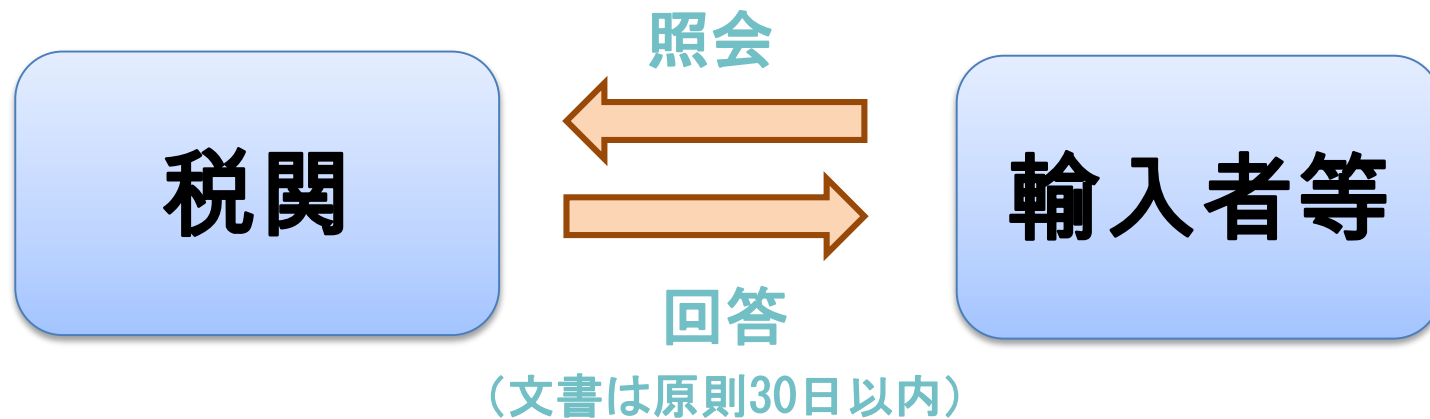
○協定発効後に日本に到着する場合

○協定発効前に日本に到着し、保税地域に蔵置されている貨物を、協定発効後に輸入申告する場合



※なお、原産品申告書は、協定発効後に作成可能。

事前教示制度



【事前教示制度】

- 貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度。
- 輸入を予定している貨物の原産地、TPP11税率（特惠関税）の適用の可否等を事前に知ることができ、（適用される税率が事前に分かることから）輸入にかかる費用等の計画を立てやすくなります。
- また、貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないのでご注意ください。

原産地関連情報

原産地関連情報を、税関ホームページの原産地規則ポータルに掲載しています。

<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>


税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/>)右下の



原産地規則ポータル


をクリック!!

このページの本文へ [English](#)



原産地規則ポータル

文字サイズ **+** 大きく **元に戻す** **-** 小さく



税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実原産地規則の適切な運用の確保に取り組んで

★ピックアップ

- 原産地規則全般
 - [▶ 原産地規則の概要](#)
- 品目別原産地規則
 - [▶ 品目別原産地規則の検索](#)
 - [▶ 品目別原産地規則一覧表](#)
- EPA
 - [▶ EPA原産地規則マニュアル](#)
 - [▶ 日豪EPA「自己申告制度」利用の手引き](#)
 - [▶ EPA原産地規則について\(詳細版\)](#)
 - [▶ 経済連携協定全般\(譲許表、ステーキング表、HSコードの取扱等\)](#)
 - [▶ TPP原産地規則について](#)

トップページ 原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事後確認

TPP11、日EU・EPAの発効に合わせて改訂予定です。

各税関原産地規則担当部門連絡先

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関業務部原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関業務部首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関業務部原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関業務部原産地調査官	052-654-4205	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関清水税関支署原産地調査官	054-352-6114	nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関業務部首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関業務部首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関業務部原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関業務部原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

原産地規則・関連する税関手続について
ご質問等があればお気軽にお問い合わせください。